

# 個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清勝会（以下「当法人」という。）が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、個人の権利利益の保護を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この規程において、「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であって、次の各号のいずれかの記述等が含まれる個人情報をいう。

- (1) 本人の人種、信条、社会的身分
- (2) 身体障がい、知的障がい、精神障がい、(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがあること
- (3) 本人の病歴、医師等による健康診断その他検査の結果及び指導、診療、調剤が行われたこと
- (4) 本人の犯罪の経歴
- (5) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと

(6) 犯罪により本人が害を被った事実

5 この規程において「本人」とは、個人情報から識別される個人をいう。

6 この規程において、「職員」とは、当法人の業務に従事するすべての者をいい、派遣職員、臨時職員等を含む。

4 この規程において、「個人番号」とは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)の規程により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されたものをいう。

(法令の遵守等)

第 3 条 当法人は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 当法人の役員及び職員は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、個人番号に係る、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)等、関係法令を遵守するとともに、その従事する事業において個人情報の保護を図らなければならない。

## 第 2 章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第 4 条 当法人は個人情報を取り扱うにあたり、個人情報を取り扱う事業の目的を明確にし、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

2 思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる要配慮個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事業の目的を達成するために当該個人の情報が必要かつ欠くことのできない場合は、この限りではない。

3 個人情報を収集するときには、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 本人の同意があるとき

(2) 法令等に定めがあるとき

(3) 出版、報道等により公にされているとき

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

(5) 住所不明、その他の事由により、本人から収集することができないとき

(6) 訴訟、選考、指揮、相談等の業務で本人から収集したのでは事業の適正な執行に支障が生じると認められるとき

### 第3章 個人情報の管理

#### (適正管理)

第5条 当法人は、個人情報を取り扱う事業の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 当法人は、個人情報の漏洩、滅失及びき損防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (委託等に伴う措置)

第6条 個人情報を取り扱う事業の委託等を行うときには、個人情報の保護に関し、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 再委託の禁止
- (2) 第三者への提供の禁止
- (3) 委託された事業以外への使用の禁止
- (4) 複写及び複製の禁止
- (5) 秘密保持の義務
- (6) 返還及び廃棄の義務
- (7) 事故発生時における報告の義務

#### (受託者等の責務)

第7条 当法人から個人情報を取り扱う事業を受託した者は、前条に基づき個人情報の漏えい、滅失及びき損防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の受託事業に従事している者、又は従事していた者は、その事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第4章 個人情報の利用及び提供

#### (個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 当法人は、個人情報を取り扱う事業の目的を超えた個人情報の当法人内における利用及び当法人以外の者への提供(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 法令等に定めがあるとき
- (3) 出版、報道等により公にされているとき
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事業を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該

事業の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

- 3 前項の、目的外利用をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(個人情報の外部提供に伴う制限)

第9条 当法人は、個人情報の当法人以外の者への提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、個人情報使用目的若しくは使用方法の制限、その他の必要な制限を付し、又はその適切な取り扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

## 第5章 自己の個人情報の開示及び訂正等の申出

(開示申出ができる者)

第10条 本人は当法人に対し、当法人の役職員及び定款第1条に定めるところの各事業に属する職員が、事業活動上作成し、又は取得した文書等であって、組織的に用いるものとして、当法人が保有しているもの(新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く)

に記録されている自己の個人情報の開示の申出をすることができる。

- 2 自己情報の開示の申出は、本人に代わって代理人によって行うことができる。

(開示申出方法)

第11条 前条の規定に基づき開示申出をしようとする者は、当法人に対して、様式第1号の個人情報開示申出書を提出しなければならない。

- 2 郵送及び電話による申出は、これを認めないものとする。

(本人確認に必要な書類)

第12条 前条に規定する開示申出書の本人であることを証明する書類等は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) その他官公署が発行した書類であって、貼付された写真により本人であることを確認できるもの。

- 2 前条に規定する開示申出書の法定代理人であることを証明する書類等は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第1項各号に掲げるいずれかの書類
- (2) 戸籍謄本、成年後見に係る登記事項証明書その他法定代理人の資格を証する書類

- 3 前条に規定する開示申出書の代理人であることを証明する書類等は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第1項各号に掲げるいずれかの書類
- (2) 本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

(開示申出に対する決定等の通知)

第 13 条 規定第 10 条の開示申出による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 全部を開示する旨の決定をしたとき 様式第 2 号
- (2) 一部を開示する旨の決定をしたとき 様式第 3 号
- (3) 全部を開示しない旨の決定をしたとき 様式第 4 号

(開示の方法)

第 14 条 個人情報の開示は、個人情報が記録された申出対象文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図面又は写真にあっては、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、フィルムにあっては視聴又は写しの交付により、磁気テープ磁気ディスク等にあっては視聴、閲覧、写しの交付等で適切な方法により行う。

(開示しないことができる個人情報)

第 15 条 開示申出に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、本人に開示することができないと認められるとき
- (2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であつて、開示することにより、事業の適正な執行に支障が生ずる恐れがあるとき
- (3) 調査、訴訟等に関する個人情報であっても、開示することにより、事業の適正な執行に支障が生ずる恐れがあるとき
- (4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害する恐れがあるとき
- (5) 関係機関との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報であつて、当該機関が開示することに同意しないとき

(一部開示)

第 16 条 当法人は、開示申出に係る個人情報に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる個人情報(以下「非開示情報」という)とそれ以外の個人情報とがある場合において、開示申出の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、非開示情報を除いて、開示するものとする。

(訂正等の申出ができる者)

第 17 条 第 13 条の規定による開示の回答を受けた自己情報に、事実の誤りがあると認めるときは、当法人に対して、その訂正等の申出をすることができる。

(訂正等の申出方法)

第 18 条 前条の規定に基づき訂正等の申出をしようとする者は、当法人に対して、様式第 5 号の個人情報訂正等申出書を提出しなければならない。

(訂正等の申出に対する決定等の通知)

第 19 条 規定第 18 条の訂正等の申出による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 全部を訂正等する旨の決定をしたとき 様式第 6 号

- (2) 一部を訂正等する旨の決定をしたとき 様式第7号
- (3) 全部を訂正等しない旨の決定をしたとき 様式第8号

## 第6章 異議の申出、その他

### (異議の申出)

第20条 開示申出者又は訂正等の申出者は規定第13条による開示決定等又は規定第19条による訂正決定等について不服があるときは、書面により、当法人に対して異議の申出(以下「異議申出」という。)ができる。

- 2 前項の異議申出は、開示決定後又は訂正決定等があったことを知った翌日から起算して、60日以内に行わなければならない。ただし、開示決定又は訂正決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、当該開示申出に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議の申出をすることができない。
- 3 第1項の異議申出があった場合は、当該異議申出のあった日から原則として、14日以内に対象となった開示決定又は訂正決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。
- 4 やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に異議申出に対する回答をすることができないと認められる場合には、30日以内に決定するものとする。

### (他の制度との調整)

第21条 他の法令等の規定により、自己情報の開示等の請求その他これに類する請求ができる場合は、その定めるところによる。

### (委任)

第22条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

## 附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

この規定は令和2年2月1日から改訂する。

## 個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)

社会福祉法人清勝会(以下「当法人」という。)は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 当法人は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 当法人は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 当法人は、個人情報の利用目的をできる限り限定し、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を利用します。
- 4 当法人は、法令等の規程に基づく場合や緊急時等の特別な場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 当法人は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏洩、滅失等を防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 当法人は、ご本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申し出があった場合には速やかに対応します。
- 7 当法人は、個人情報の取り扱いに関する相談や苦情があった場合には、適切かつ速やかに対応します。
- 8 当法人は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 当法人は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを役職員に周知徹底して、確実に実施します。

平成 28 年 4 月 1 日  
社会福祉法人清勝会  
理事長 石川勝夫